

第 5 回藤沢市環境審議会

2016 年(平成 28 年)8 月 25 日(木)

於・藤沢市保健所 3 階 大会議室

午後 2 時 開会

○ 衆参事 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより藤沢市環境審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、また猛暑の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ちょうど一番暑い時間帯になってしまいまして、申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

私、環境総務課長の黛と申します。

議事にお移りいただく前に、この審議会は規則によりまして、過半数の委員さんの出席が開催要件となっております。本日の出席状況についてご報告をさせていただきます。定数 20 名のうち本日ご出席いただいております委員さんは 14 名の方でございます。また 6 名の欠席の委員さんのうち、2 名の方に委任状をいただいております。過半数を超えておりますので、開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日は 1 名の方が傍聴をしていらっしゃいますので、あわせてご報告をさせていただきます。

本日の予定といたしましては、お手元の次第でございますように、前回、5 月 31 日に審議会のほうに市長より諮問をさせていただきました藤沢市環境基本計画の見直しと、藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直しについて、ご審議をお願いすることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、お手元の資料確認をさせていただきます。本日、まず机の上に置かせていただいた資料として、A 4、1 枚の次第でございます。その次が「藤沢市市民アンケート調査結果」で、とじてあるものです。次に、同じくとじてあるもので、「藤沢市事業者アンケート調査結果」でございます。それから A 4 の裏表で、「藤沢市環境審議会委員名簿」、その裏面が環境審議会の事務局職員及び関係課職員一欄になっております。最後に、第 5 回環境審議会の座席表でございます。以上が本日お配りしている資料でございます。

念のために、事前に送らせていただいている資料も確認をさせていただきますと、資料 1 『藤沢市環境基本計画』『藤沢市地球温暖化対策実行計画』改定に関する方針等について』でございます。資料 2 「藤沢市市民アンケート・事業者アンケート調査結果抜粋」でございます。資料 3 「藤沢市環境基本計画見直し案」で、とじたものでございま

す。資料4「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し案」も、やはりとじたものでございます。

本日の資料は以上でございますが、皆さん、お手元でございますでしょうか。もしなければ、途中でも言っていただければお渡しすることができますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、議事に入りますが、規則第4条第1項によりまして、この審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、猿田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。猿田会長、よろしくお願いいたします。

○猿田会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず議題(1)「『藤沢市環境基本計画』『藤沢市地球温暖化実行計画』改定に関する方針等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○木村主幹 環境総務課の木村と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから議題(1)「『藤沢市環境基本計画』『藤沢市地球温暖化実行計画』改定に関する方針等について」、説明をさせていただきます。あらかじめ送らせていただきました資料1をご覧くださいませでしょうか。1「計画見直しの意義と必要性」というところでございます。

藤沢市環境基本計画は、前回の審議会でもご説明を申し上げましたとおり、平成10年度に策定をいたしまして、現在の計画は、平成22年度に全面改定をして、平成25年度に見直しを行ったものがベースとなっております。また、藤沢市地球温暖化対策実行計画につきましては、同じく平成22年度に藤沢市環境基本計画から独立する形で策定をさせていただきます。環境基本計画と同じく平成25年度に見直しを行ったものがベースとなっております。平成25年度の見直しの際の主眼は、平成23年3月に発生をいたしました東日本大震災に代表される社会情勢の変化などへの対応でございました。

今回、計画を見直すに当たっての意義と必要性というところでは、平成26年度から平成28年度までの間に施行された、例えば環境にかかわる法令とか、環境にかかわって策定された国、県、市の計画、また4年後に江の島で開催される東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技など、本市の環境基本計画とか地球温暖化対策実行計画で踏まえるべき事項に対応していくことにあると考えてございます。

計画で踏まえるべき事項としてこの中に書いてございますのは、下から2段目の段落

で、「見直しの後も、社会情勢は」というところがあるかと思います。ここを読ませていただきます。これは平成 25 年度の見直しのことです。

「見直しの後も、社会情勢は大きく変化しており、環境に関わる法令として、『水循環基本法』の施行、『雨水利用促進法』の施行、『水銀汚染防止法』の制定、『生物多様性国家戦略 2012-2020』の策定などの動きがあり、地球温暖化対策に関しては『パリ協定（COP21）』の採択と、それを受けた国の地球温暖化対策計画の策定、温暖化に伴う気候変動への適応策の検討等、新たな施策対応が求められています。

神奈川県においては 2015 年度（平成 27 年度）に新たな『神奈川県環境基本計画』の策定を行い、基本目標として『次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり』を掲げ、基本目標を達成するために『持続可能な社会の形成』『豊かな地域環境の保全』『神奈川のチカラとの協働・連携』の 3 つの分野を設定し、10 年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにしています。」

めくっていただきまして、藤沢市における環境関連の動きといたしましては、2014 年度に「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」の策定を行い、率先した再生可能エネルギー導入等を推進しています。また、東京 2020 オリンピック競技大会におけるセーリング競技の江の島での開催に伴い、国内はもとより国外からの来訪者の増加等が想定されます。そのため、環境美化、持続可能な循環型社会の構築に向け、藤沢市全体で環境への積極的な取り組みと発信を行う必要があります。

このように、国や県の動向、そして本市の関連計画等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応していくため、今回この計画の見直しを行うという方針になってございます。

そこで、社会情勢の変化に対応するため、今回の改定において変更を予定する項目であったり、対応方針案につきましては、次のページに示すとおりとなっております。

恐れ入りますが、A 3 横の山折りになっている 2 「今回の改定における見直し事項」というところをご覧くださいませでしょうか。

(1) 『藤沢市環境基本計画』の見直しについて」でございます。詳細につきましては、また後ほど藤沢市環境基本計画の見直し案とか、藤沢市温暖化対策実行計画の見直し案のところでお話しさせていただきます。ここでは、こういう法律とか計画を盛り込むべき事項と考えているというところでお示しをさせていただきます。

一番左側です。1 番目は抜かしまして、2 番目の「水循環基本法」、また「水循環基本

計画」です。「水循環基本法」につきましては平成 26 年 7 月 1 日に施行されたもの、また「水循環基本計画」につきましては平成 27 年 7 月 10 日に閣議決定されたもので、この要素を入れ込むというものです。

次に「雨水利用推進法」は、平成 26 年 5 月 1 日に施行された雨水の利用を推進するという法律になってございます。

一番下の「水銀汚染防止法」は、平成 27 年 11 月 6 日に閣議決定をされたもので、水銀による環境の汚染を防止することを目的としたものでございます。

恐れ入りますが、裏をめくっていただきまして、一番左側でございます。「生物多様性国家戦略 2012-2020」、その下の「環境教育等促進法」は、平成 24 年 10 月 1 日に施行されたものです。「東京 2020 オリンピック」は、江の島でのセーリング競技の実施を予定しているものです。最後の「気候変動適応策」については、地球温暖化による気候変動への適応を図るものとなってございます。これらの法令とか計画、東京 2020 オリンピックなどが、今回の藤沢市環境基本計画の見直しに対応すべき事項と考えてございます。

「対応方針（案）」としては、右側に書いてございますが、基本的にはこれらの事項につきまして、現在の計画に足し込むというような方針となってございます。

続きまして、2 枚目の A 3 判、(2)『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の見直しについて」でございまして。

上の 2 つは飛ばしまして、上から 3 つ目、「パリ協定（C O P 21）」につきましては、平成 27 年 12 月に採択されたもの。また「地球温暖化対策計画」として、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定をされたもの。次は再掲になりますが、「気候変動適応策」についても盛り込む要素となっております。一番最後の「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」につきましては、平成 27 年 2 月に策定したものです。これらの事項につきまして、対応すべき事項と考えてございまして、対応方針（案）といたしましては、これらの事項を現在の計画に足し込む、そのような方針となっております。

なお、ここに記載されている対応方針（案）とか、この後、説明をさせていただきます藤沢市環境基本計画の見直し案及び藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直し案につきましては、庁内調整前のたたき台でございまして、本日の審議会でご審議をいただくとともに、今後担当課と調整するための案となっておりますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

以上で『藤沢市環境基本計画』『藤沢市地球温暖化対策実行計画』改定に関する方針

等について」の説明を終わらせていただきます。

○猿田会長 ただいま方針等についてご説明いただきましたが、これについては後ほど議題の中でまた詳細な検討を行っていただくこととなりますので、報告を受けるということにさせていただきます。

それでは、議題（２）の「藤沢市市民アンケート・事業者アンケート調査結果について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○木村主幹 引き続きまして私のほうからご説明をさせていただきます。資料２「藤沢市市民アンケート・事業者アンケート調査結果抜粋」をご覧ください。

「藤沢市市民アンケート・事業者アンケート概要」ということで、（１）「調査の目的」でございます。今回の計画改定に当たりましては、市民の皆さん、事業者の皆さんの温暖化対策、節電、省エネ対策に関わる取り組み意識の実態把握を行いまして、現計画に掲げます各種施策の進捗状況を把握するとともに、東京オリンピック 2020 の開催も踏まえつつ、施策の見直し等に向けた基礎資料とするために、市民と事業者とを対象にアンケート調査を実施いたしました。

（２）「アンケート調査の概要」でございます。調査場所としては藤沢市全域。対象といたしましては、市民の方につきましては、市内在住の 20 歳から 80 歳の男女 1200 人です。事業者といたしましては、市内に事務所・店舗を有する 500 事業者です。調査方法としましては、市民の方が住民基本台帳からの無作為抽出、事業者の方が市内の主な事業所を抽出の上、全体が藤沢市の産業別割合と合致するよう藤沢商工会議所名簿より層化抽出をしたものでございます。

実施方法といたしましては、郵送による配布と回収となっておりまして、事業者さんにつきましてはインターネット上での回答も可といたしました。

また、実施期間は平成 28 年 7 月 1 日から 7 月 15 日までといたしました。

有効回収数は、市民の方が 532 件、事業者が 206 件。有効回収率は、市民の方が 44.3%、事業者が 41.2%となっております。

本日は、アンケート調査の概要版といたしまして、藤沢市の環境に関する各項目についての充実希望度と現在の満足度及びオリンピックと環境の関連性について、市民と事業者のそれぞれの結果についてお示しをさせていただきました。

1 ページおめぐりいただけますでしょうか。一番左上にⅡ「アンケート結果抜粋」となっております。一番下に 1 から 21 まで調査項目がございます。こちらにつきまし

では、現在の環境基本計画で定めます5つの環境像の中の21の環境目標を調査項目として、その環境目標の充実希望の度合い、ぜひ充実してほしいという気持ち度合いと、現在の満足度、今の施策にはこれだけ満足しているという満足度の度合いをはかる調査となっております。

この1から21というのは、きょうお配りした資料3の6ページ、7ページの見開きに体系図がございます。左から2つ目の「環境目標」、1—1「大気の保全」から、最後の5—7は今回つけ足すものですので、5—6「低炭素化を誘導するまちづくり」というのがあると思うのですが、1—1から5—6までが21の項目になってございまして、これらについて調査をかけているものでございます。参考に資料3を使わせていただきました。この21項目について問うような内容となっております。

恐れ入りますが、アンケート結果の抜粋のほうに戻っていただきまして、1から21の説明についてはそのような形でございます。

結果については、上の4つのゾーンに分かれた分類になってございます。①のゾーンにつきましても、横軸として充実希望度が低い。そんなに充実しなくてもいいよという感じですか。縦軸として満足度が高い。そのような結果をあらわすゾーンになっております。

②が、充実希望度が高くても満足度も高い。一番望ましいパターンかもしれません。こちらは引き続き実施をしていくべき施策と言えるゾーンになってございます。

左下の③は、横軸の充実希望度が低くて満足度としても低いというところで、廃止を含めて見直しを検討する必要がある施策。

右下の④につきましても、充実希望度は高いのですが、満足度が低いということで、充実してほしいけど満足度が低い。内容の充実を図る必要があるような施策、そのようなゾーンに分かれてございます。

2ページの「市民アンケート」につきましても、下の1から21までの項目を見ていただきますと、充実希望度につきましても、1から21までの調査項目全てについてプラスの結果になってございます。一方で、満足度につきましても、1から16までがプラスとなっておりますけれども、17以降の項目につきましてもマイナスとなっております。これらの結果が①、②、③、④の中に分布しているという見方をさせていただきます。

続きまして、右側の事業者アンケートでございまして、下の1から21の問う項目については、市民アンケートと一緒にございまして、①、②、③、④のゾーニングにつきましても

も同じような見方となっております。

結果の概略といたしましては、下の1から21の項目を見ていただきますと、充実希望度につきましては、1から21全てにおいてプラスの結果、あわせて満足度につきましても、1から21全てプラスという結果が出てございます。

続きまして、次の4ページ目をお開きください。抜粋の2つ目です。オリンピックと環境の関連性に今回質問を設定いたしました。「東京2020オリンピック競技大会において、環境との関連性はどのくらいあると思いますか」というところでございます。

市民アンケートのほうは、「関係があると思う」が42.3%、「非常に関係があると思う」が22.7%と、65%の人が環境との関連性について関係があると回答してございます。

その下です。「①で、『非常に関係があると思う』『関係があると思う』とお答えになられた方にお聞きします。次のどの部分に関係があると思いますか」というところです。

7つ設定をした中で、結果としては一番多かったのが、「海や川の保全」に関係がある。2番目として「環境美化や環境保全に向けた来訪者・滞在者への周知啓発」、3つ目として「地域における環境美化活動や環境教育」、4つ目として「ごみの減量や再使用、再生利用」というところに大いに関係がある、このような結果が出てございます。

続いて、右側の事業者アンケートです。やはりオリンピックとの環境の関連性というところでは、事業者さんは「関係があると思う」が45.9%、「非常に関係があると思う」が25.4%と、71.3%の事業者さんが環境との関連性について関係があるという回答をしてございます。

「①で、『非常に関係があると思う』『関係があると思う』とお答えになられた方」について問うたところ、これは市民のアンケートと同じく、関係があることとして、やはり「海や川の保全」、「環境美化や環境保全に向けた来訪者・滞在者への周知啓発」ということで、市民の方のアンケートの結果と大体同じような状況になってございます。

説明は以上になります。このアンケート調査の結果につきましては、今後計画の見直しを行う中で、施策とか取り組みなどを検討する際の参考にしてまいりたいと考えております。

なお、アンケート調査結果の全体版と、全体版の中にあるアンケート調査票がついているのですが、本日別途お配りさせていただいております。こちらにつきましては改めてご自宅などでご覧いただけたらと思います。また、この全体版につきましては、誤字、脱字も含めまして、もう少し精査をかけたいと考えておりますので、よろしく願いを

いたします。

以上で「藤沢市市民アンケート・事業者アンケート調査結果について」、説明を終わらせていただきます。

○猿田会長 ただいまの報告で何かご発言がございますか。

○安齋委員 このアンケートのデータの処理の仕方をお伺いしたいのですが、お配りいただいた厚いほうのアンケート調査の用紙がございまして、5段階評価で、1から5までという形で評価されていると思うのですが、この数字の出たものの平均というような形で出されているのか。それとも、例えば3の評価であったものをゼロに捉えて、その後、プラスの重みづけとマイナスの重みづけをして計算されているのか。普通にこの評価で計算して単に平均すると、マイナスは出ないはずなんですけれども、この辺、いかがでしょうか。

○委託業者（ランドブレイン） こちらのほうでご説明をさせていただきますが、今、後者でご発言いただいた3をゼロとして、評価が高いものをプラス1、プラス2、低いほうに向けてマイナス1、マイナス2という数字で、あとは回答数を掛けさせていただいたというような形の評価となっております。

○安齋委員 わかりました。

あとは、①、②、③、④の象限を分けていますけれども、その象限を分けた基準というのはどういうものなのでしょうか。

○委託業者（ランドブレイン） それについては、文章中にも若干書いているのですが、全項目の平均値をとりまして、その平均値を軸にとりまして4つに分けさせていただいております。

○安齋委員 ありがとうございます。

○廣瀬委員 アンケート調査結果で非常にわかりやすく分析していただいているのかなと思うのですが、その中で非常に特徴的なのが、環境像5「未来の地球環境への投資を行う藤沢」。まさに地球温暖化実行計画の部分の15、16、17、18、19、20、21というのがほぼ全て第3象限というか、③の象限に入っていて、先ほどの事務局の説明だと、廃止か見直しの対象だ。まさか廃止はしないと思うのですが、見直しが必要だというふうに読むのが正解だろうと思います。

温暖化対策に関連するものが全て見直しというか、③のところに入ってしまったというのは、まさに藤沢市としての施策というか、これから議論する計画そのものをや

はり相当抜本的に見直さないと、なかなか藤沢市民の心に響く、事業者の心に響くような計画にならないのではないかなというふうに読めるのですが、事務局としてはどのように評価しているのでしょうか。

○木村主幹 2ページの「市民アンケート」で、先ほど申しあげました例えば17番目以降の満足度にマイナスが目立つというところでは、廃止ということはちょっと考えにくいかと思うのですが、数字上、見直しを検討する必要があるという結果が出ておりますので、抜本的というところもありますし、かつ、今の藤沢市の施策の流れの中でフィットするような形の施策につきましては、見直しとか、委員の皆さんのご提案をいただきながら、充実させていく必要があると考えてございます。

○猿田会長 よろしいですか。――それでは、この問題はこの程度にさせていただきます。

次の議題に移ります。議題(3)「『藤沢市環境基本計画』見直し案について」、事務局から説明をお願いします。

○古谷補佐 環境総務課の古谷と申します。よろしくお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、お手元に資料1を再度ご用意いただきまして、先ほど少し触れさせていただいた部分と重複するところがないような形でご説明をさせていただきたいと思っております。A3横の折り込んでございます資料、(1)「『藤沢市環境基本計画』の見直しについて」、「対応を検討すべき事項と対応方針(案)」につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど主幹の木村の方から、対応を検討すべき事項として、幾つかの法改正、それに加えて、私ども藤沢市のほうの現況、東京2020オリンピック等についての説明をさせていただきましたけれども、お手元にご用意いただきましたA3の表の中で、少し触れられていない部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、計画の見直しに関する変更部分につきまして、意義と必要性、期間につきましては省略をさせていただきます。

達成指標の見直しにつきましては、現在、藤沢市の中でも、各種の環境基本計画と関連する計画の改定、見直しなどが行われております。そのため、こうした関連計画の最新の状況を勘案して、達成指標についても若干の見直しをさせていただくという作業を進めております。

なお、ご覧になっていただいているA3の資料とともに、お手元に資料3といたしまして、A4縦の左2カ所とじてあります「藤沢市環境基本計画見直し案」とあわせて、

ご覧になっていただければと思います。基本的にA3の一番右端、対応方針（案）のそれぞれの項目の後ろに、括弧書きで「資料3 P2-3」とか、「資料3 P7」と書いてありますものが、A4の縦の冊子の該当ページに照合するような形となっております。

続きまして2つ目、水循環基本法につきましては、こちらも前回の審議会では、特段ご意見等はありませんでしたが、現計画の関連部分としまして、土壌・地下水の汚染防止、あるいは河川・海の保全といった項目に関係があるということで、こちらについて、水循環基本法、水循環基本計画についての概要を記載していくという形になります。あわせて、その取り組みとして、行政の役割の中にこういった記載を盛り込ませていただいております。いずれも資料3の14ページ、18ページ、あるいは17ページ、21ページをご覧になっていただければと思います。

3点目は、水循環基本法とも関連いたしまして、雨水利用推進法についても、土壌・地下水の汚染防止、河川・海の保全、あるいは第5章、環境像5の温暖化対策における「行政の率先的取組の推進」の中で記載をしていくという形にさせていただいております。

次に、水銀汚染防止法につきましても、やはり関連する項目として大気の大気汚染防止、土壌・地下水の汚染防止、河川・海の保全。あと、こちらの法律のほうに自治体の努力義務といたしまして、廃棄物の発生抑制及び適正な処理、いわゆる水銀を使用した製品の適正な処理・回収措置等についての記載がなされております関係で、この項目にも書き込んでいくということになります。

裏面のほうにいただければと思います。

最初の項目で、生物多様性国家戦略につきましては、前回の審議会でも、生物の実態調査の結果を明示していくべきではないかというご意見をいただきました。それにつきましては、藤沢市環境基本計画がさまざまな計画のマスタープランとして位置づけられるという中で、現在、藤沢市のほうで別途、「(仮称)生物多様性藤沢戦略」の策定を2カ年で進めているという経過もございますので、その点については、こちらのほうと整合性を図りながら、別の形でしっかりと書き込んでいくというような対応をさせていただいております。

次に、環境教育等促進法につきましては、現計画の環境教育の推進の中に該当いたしますけれども、持続可能な開発のための教育について、ほかの自治体あるいはさまざまな形で動きがある中で、藤沢市としてもこの点についてしっかりと記載を追加していくという方向性を示させていただいております。

次に、東京 2020 オリンピックに関しましては、先ほど藤沢市民あるいは事業者の方のアンケート結果などもご紹介をさせていただきましたが、こちらについては河川・海の保全を初め、廃棄物の発生抑制及び適正な処理、あるいは前回この審議会でご指摘をいただきました文化歴史的資源の活用を通じ、オリンピックを契機として、藤沢市の環境に対する市民の方々の理解、関心あるいは意識を高めていただくことを目的とし、環境教育の推進、あるいは環境保全、美化活動について関連してくる部分として挙げさせていただきます。

なお、東京 2020 オリンピックが開催されるわけですがけれども、前回の審議会でのご意見でもありましたが、これを契機として継続して取り組みを進めていくことが大切になってまいりますので、必ずしも一過性で終わらないような形での取り組みを書き込んでいくというようになるかと思えます。

最後に、気候変動適応策につきましては、審議会でのご意見として、適応策に関する検討の必要性をご議論いただきました。中心となるのは、藤沢市地球温暖化対策実行計画との絡みがありますので、こちらにつきましては、次の藤沢市地球温暖化対策実行計画の説明のときに少し詳しく説明をさせていただければと思います。

藤沢市環境基本計画の見直しについて、事務局からの説明は以上です。

○猿田会長 ただいまの説明に何かご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

○廣瀬委員 49 ページのつくりのところがよくわからないのです。5—5「行政の率先的取組の推進」で、推進しますよということで、そこはわかるんですけど、これは行政の役割なのに、各主体別の役割で、市民、事業者、大学等々が何でここに出てくるのかがよくわからない。つくりの問題として、どうしてこうなっているのかなというのがわからないのと、あと温暖化関連の話になってしまうのですが、それは後で触れたほうがいいんでしょうか。5—7の件とかは、今は話さないほうがいいんでしょうか。

○古谷補佐 そうですね。済みません。

○廣瀬委員 あと、もうちょっと全般にもかかわると思うのですが、グリーン購入等を進めるという話で、前から記述があると思うのですが、とりあえず電気の話で、今年の4月から電力自由化が始まった。これは詳しくは家庭部門でして、事業所レベルや施設レベルでは前から自由化されているんですけど、藤沢市では環境配慮契約についてやられているのか、たしか環境配慮契約は国のほうで指針を出していて、ただ安いだけではなくて、二酸化炭素の排出係数とか、さまざまなことを評価して、それで契約しましよ

うねということなんですけど。

要は、何が言いたいかという、行政も事業者も家庭も、電力について選べるようになったので、環境配慮契約をするということは非常に必要だと思っていて、そういうのをきちっと明示するべきではないかなということで、意見として2点です。

○猿田会長 最初の質問はこの49ページに……。

○廣瀬委員 行政の役割なのに、何で市民とかの役割が出てきたのかわからない。つくりの問題としてはどうしてこうなっちゃうのかな。

○猿田会長 資料3の49ページですか。

○廣瀬委員 資料3の49ページです。これは前からのつくりなんでしょうけど。市民にそういうグリーン購入を進めるように働きかけますという表現であれば、まだ理解できるんですけど。

○木村主幹 今の廣瀬委員のご指摘は、49ページの5—5「行政の率先的取組の推進」は、行政を主体として書くべきところであって、行政の取り組みだけを書けばいいのではないか。49ページ、50ページに、市民、事業者、NPO、大学と書いてございますが、そういうふうに働きかけるのだという表現にすべき内容ではないか。ここはあくまでも行政だけの取り組みにスポットを当てるべきところではないかというご意見でございます。

こちらにつきましては、おっしゃるとおりですけれども、行政が、市民、事業者、NPO、大学に投げかけるというような趣旨で、つくり込みの関係もございまして、行政以外にも、ここまでのつくり込みのとおり、市民、事業者、NPO法人、大学という表記をさせていただいているというのが1つでございます。そういうお答えでよろしかったですか。

○廣瀬委員 ということは、今後どういうふうになるのか。要は主語がどうなっちゃうのか。これだと、行政がやるのに、市民がやりますというのは変じゃないですか。

○木村主幹 行政が、事業者、NPO、大学、市民の皆さんに投げかけるというか、お願いをするというような表現に工夫をしていきたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

2番目として、環境配慮契約というところでお話をいただきました。こちらにつきましては、電力のところの例えでご質問をいただきまして、今、藤沢市のほうでは、特に買うほうは、平成26年10月から市内の小中学校、特別支援学校であったり、市民セン

ターにつきましては、東京電力さんから旧 P P S というところで契約をしております。

その際に、環境配慮契約というところでは、特にうたっていないで、基本的には競争入札で業者さんを決めているような状況になってございます。例えば排出係数を参考にした裾切りのようなところは、今のところ取り組みはないという状況になってございます。

○廣瀬委員 たしか4～5年前ぐらいだと思いますのですが、国の指針もちゃんと出ていますし、特に電力だけじゃなくて、ほかのことも全部そうですけど、それは多分グリーン購入推進方針の中できちっとうたわれたりして、それを参考にして藤沢市もやっていると思うのですが、その中ではグリーン購入推進方針では、電力のところではそんなに触れてないと思うのです。特に電力は地球温暖化の計画とか地産地消推進計画とまさにリンクするところだと思うんですけど、一定程度指針も出ていますので。やはりお金が安いだけではない。安くても石炭火力で排出係数が0.9とか、1.0以上とか、そういう電気でいいのかというのがあるので、まず行政が率先して環境配慮契約するとともに、事業者、市民にもそういう環境配慮契約を促していくとか、そういう記述をぜひ入れていただきたいなと思います。

○猿田会長 事務局はいかがですか。

○木村主幹 今後また電力の自由化の趨勢を見ながら、契約サイドは契約課のほうとも協議をしながら検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○廣瀬委員 そういう契約を市民、事業者に広げることもぜひ検討していただきたいと思います。

○猿田会長 今年の4月1日から電力自由化になりまして、それぞれ自由化に当たっては、市民の方々も、どういうものというか、例えば環境に優しい電力であるのか、あるいは料金として安いものを選ぶのか。そこを行政がどこまで指導とか強制できるかというのは難しいですよね。できるだけ環境に優しい電力を使ってくださいということには変わりないけれども、それでなければいけないとは言えないわけで、その辺は難しいところだろうと思いますね。

○廣瀬委員 もちろん強制するということはできるわけでもないのですが、少なくとも行政は率先して環境配慮契約を、別にことしの4月からではなくて、それはもう5～6年前から契約が自由化されている部分ですから、今からでもできる話だし、国も指針を出しているのです、それをぜひやる。

それから、市民とか事業者に対しても、今までの温暖化対策で、家電製品であれば、ラベルのいいものを買いたまおうとかやっているわけですから、あれは当然強制もしていないし、冷蔵庫だって、買うんだったら、ただ安いだけじゃなくて、非常に省エネの冷蔵庫を買いたまおうねというように、既に藤沢市としても推進していて、それがまさにグリーン購入推進方針だと思うんです。その一環として、特に電気はそういう認識がまだ進んでいないので、ぜひ特筆して取り上げていただきたいというのが私の意見です。

○廣崎委員 ちょっと教えてもらいたいのですが、16 ページを見ていただきますと、「きれいな土や地下水」とあり、「市民」のところで「災害時に生活用水として利用するため」とあります。

私は川名に住んでおまして、そういうときのためにということで、井戸をちょっと用意している。その井戸水を調べてもらったら、だめだよと。もう藤沢の井戸水はみんな飲めないと。私はびっくり仰天して、そんなに汚染されているのかと思いました。私だけじゃなくて、藤沢の井戸水は災害時には生活用水として——生活用水というのは、大体飲める水と私は思うのですけども、いや、実は飲んだら腹を壊すよとか言われる。私はそのときに、2回ほど役所のほうでちゃんと調べてよと言ったら、だめなものはだめ、藤沢はだめだということでは言われました。それが本当なのか、あるいは安心して飲める井戸水なのか。

例えばこの文章を皆さんが苦労してつくっていると思うのですが、大変きれいごとだと思うのですよ。藤沢市の中で井戸水がどの程度汚染されているとか、されていないとか。だから、井戸水をもっとよくするように努力しましょうねという具体的なことが何もなくて、ただ観念論で「きれいな土や地下水が確保されていること」というのでずらずらと書いてある。藤沢の井戸水は安心して飲めるでしょうか、教えてください。

○神山課長 環境保全課の神山と申します。

まず、水が飲める、飲めないという基準ですが、環境汚染とはまた別に、いろいろな測定項目というのがあります。例えば我々の環境保全課ですと、環境基準があるという物質として、15 ページを見ていただきたいのですが、この表の中で、市内で環境基準を超えて汚染されていますよという幾つかの区域があります。テトラクロロエチレンでは石川とか本藤沢、これは工場からの廃液といったものであります。塩化ビニルモノマーも工場が原因でしょう。あと右側のほうで硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、この辺はどちら

かというところ、農業が中心のところ、家畜の排せつ物とか生活用水を、地下浸透等を行っていた場合、こういったところで基準が超えてしまう。

こういったものはいわゆる環境汚染ということになると思うのですが、例えば藤沢は関東ローム層で、鉄分が地下水に多いですよとか、カルシウムが高かったり、ほかにもたしか飲料水の基準として八十数項目ございますが、それらが1個でも超えてしまうと、やはり飲み水としては使えませんという判定になってしまいますので、ほとんどの井戸は、基本的には基準としては飲んではまずいのかなという部分があります。多分廣崎委員のところも、そういった理由から、直接飲むのは控えたほうがいいですよという判定になっているのだと思います。

ただ、汚染という意味では、それほど市内には広がっておりませんので、生活用水として、例えば洗濯とか、トイレの流す水、そういったものには十分使うことは可能であります。そういったことから、16ページの記載のとおり、災害時には生活用水としては十分に使える水である。

○廣崎委員 それも素人が生活用水という、生きていくためということですから、当然飲み水として、だから、藤沢の地下水は安心して飲めるんだと私は思っているわけです。だけど、その中で飲むことについては若干問題があるとか、いろいろそういうことで、皆さん、注意しましょうとか、いい地下水にしましょうということを、呼びかけていただくといいんですけどね。

私なんかはもう頭から、努力しなくたって地下水はきれいな水じゃないかと思ってる。だけど、実際には今のお話のように、地下水といってもいろいろな物質が入って、地域によってはなかなか問題がある。だから、そういうことをそれなりにもうちょっと具体的に一般市民がわかるようにする。そういうことをやると市民が不安がるんじゃないかということもあるかもしれませんが、何も知らないでおかしな水を災害時にガブガブ飲んで、腹を壊してどうこうなるよりは、これは飲めませんよ、気をつけましょうよと言ったほうが、私はありがたいと思う。

ですから、ここら辺の表現は大変難しいと思いますけども、16ページの上の「環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること」。確保されているならいいですよ。確保されていないのがたっぷりほうぼうにあるんだとしたら、やはりそういうことについて、まず気をつけましょう。それから今度、少しでもきれいになるように努力しましょうといったような呼びかけを一般市民にしたらどうかと思うのです。

○神山課長 貴重なご意見をありがとうございます。ただ、環境とはちょっと離れるのですが、災害のほうでは、飲み水の確保等は、また別途用意されているということです。地下水の保全については、また環境保全課のほうでも、いろいろな機会を通じて発信していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○猿田会長 今ご意見がありました。これは表現としては難しいですね。生活用水というのは、飲料水まで含むと考えるのが一般的かもしれませんが、ここで言っている生活用水というのは、今ご説明があったように、一般的に洗濯には使えますよ、シャワーを浴びるのは大丈夫ですよ、お風呂には使えますよ、そういうことを前提にした日常生活の中でということです。飲料水云々ということまで入ると、これは保健所の許可とか、検査した結果で合格しているかどうか問題になってきますから、その辺の難しさがあるわけです。

ですから、万一の場合にそういうことを指示するというか、これは生活用水には使えるけど、飲料水にはなりませんよということが指示できるような調査結果を整理しておく必要はありますね。地域によって自然界による影響で汚染されて、例えばカルシウムが多いとか、硬水、軟水というけども、硬水で飲めませんよとか、いろいろありますので、その辺は防災のほうでもきちんと整理して、この地域の地下水はこうだから、生活用水はいいけれども、飲料水には不適ですよ。そういうところには飲むペットボトルを用意しておくとか、防災との関連の中で考えることだろうと思う。一応我々の期待としては環境汚染のないものを欲しいわけです。それと目標としてこれを設定しておくというのは間違いではないと思う。

○浅田委員 細かいんですけども、ちょっと気になったのでお伺いしたいと思います。30ページの3-2「生物多様性の保全」の黒字の部分の文章で、すごくよく考えて書かれていると思うんですけども、黒字の最後から2番目の段落、「多様で、且つ、本来あるべき本市の生態系を守るため、外来生物の侵入を防ぐとともに」というのがありますが、この文章の後に、「今後も継続的な調査を行い」という文言をぜひ入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

実際に実態調査を行った者としては、今も継続的に調査を行っていますし、市としても多分継続的に行っているということを表に出したほうが、よりいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋課長 今回のものは環境基本計画の見直しということで、今回の方針としては、基

本線は守りつつ、法の改正とか、そういうことがあったものについては、新たな項目に書き加えるという方針であります。そこら辺の表現は、環境総務課が主体となってやっておりますので、そちらと調整してやらせていただきたいと思います。

○浅田委員 よろしくお願いたします。

それから、あと少しあるのですが、32 ページをご覧ください、「行政」の②の中の2番目の黒丸の文章の途中で、「生きものの生息・生育状況調査を定期的を実施し」となっていますが、定期的に行う予定は今のところないような気がするのですが、いかがでしょうか。

また、②「環境共生のための総合的取組」の中の青い字の部分の次、黒い字の部分ですが、「定期的を実施し」というのがあります。私が知っている限りでは、これは継続的という言葉で常に表現されていまして、定期的に行う予定もまだ何もないでしょうし、これは言葉が間違っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高橋課長 定期的、継続的というところですが、みどり保全課のほうでといたしますか、自然環境実態調査を平成23年から25年まで3年間かけてやったわけですけど、実はその前回調査を10年前にやっております。次回の調査はおおむね10年後ぐらいということで予定しているのですが、まだ大分先の話ですので、そのところはまだ未定です。我々としてはやっていきたいというふうに考えてはいるんですけども、未定です。

あと、定期的、継続的というところですが、継続調査の位置づけとしましては、10年後には前回と同じことをやっていきたいのですが、各調査地点において、明らかな環境の変化があった場合には、その調査を行うという方針が既に示されております。平成25年以降今まで、特に大きな変化があった地点は、今のところ見当たらないので、そういった継続的な調査は、現在のところやっていないというところがございます。

○浅田委員 継続的な調査というのを表立ってはやっていませんけれども、自然環境実態調査をやった昆虫とか植物とか、あるいは水生のほうの部門の中で、今も昆虫とか植物は継続的に行っています。ただ、そのデータを市のほうでどういうふうに集めていくということが全く決まっていないので、その辺は未定ですが、これを定期的という言葉のままにしておくのはどうかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋課長 そこら辺の表現につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、事務局の環境総務課のほうとも調整させていただきたいと思っております。

○浅田委員 よろしくお願いたします。

それと、同じ文章の中で、最後の部分に「分布図の作成を行います」というのがあります。分布図を作成するというのは、もう実際に予定というか、計画がなされているのでしょうか。

- 高橋課長 分布図ということですが、我々は自然環境実態調査の結果をもとに、カルテを作成しております。そういった中で、そのカルテの中でどれだけの充実度にするかはこれからの課題ですけれども、こういったこともやっていきたいなと思っています。

あと、同じように、30 ページの青字のところ、生物多様性の地域戦略という文言が出ていますが、これが28年度、29年度、これから策定していきますので、そういった中で分布図の作成を行うかどうかということも含めて、現在検討中といったところでございます。

- 浅田委員 わかりました。

最後にもう1つ、これはもう本当に文言だけの問題なんですけど、37 ページ、青字で書かれている文章を読むと、環境という言葉がとにかく多いんですね。一番最後、下から2行目あたりのまとめの文章の中にも、環境という言葉がとにかく多く入っていて、何を言いたいんだろうか、読んだ感想はそんな感じです。

下から2行目の真ん中辺、「藤沢の環境に関する文化、歴史の情報発信を図り」とありますが、環境という言葉が余りに多いので、「藤沢の環境に関する」という部分で、「の環境」を省いてしまって「藤沢に関する」とし、そこへ「自然」という言葉を入れていただきたいと思うのです。

これは多分環境教育の推進なんですけど、藤沢のいろいろな全てのことを市民が知り、あるいは藤沢を訪れる人たちに知っていただいて、それを環境教育の推進、あるいは環境意識の向上に向けてつなげていきたいということだと思っております。ですから、文化、歴史だけではなくて、自然という言葉も、文化、歴史の前にぜひ入れていただきたいと思っております。

なぜならば、残念ながら、今、藤沢には博物館がありません。もし博物館があるならば、必ずその中に藤沢の自然、文化、歴史、全てのものが展示されたり、あるいは収蔵庫の中にその資料が入ったりするはずなんです。ですので、訪れてくださった方が、例えば博物館があれば、博物館に行って、そういった環境のこと、自然のこと、文化、歴史のことを全て学べるわけです。そういった意味でも、ここにぜひ自然という言葉を加えていただきたいので、よろしくご検討をお願いいたします。

○廣崎委員 今の浅田委員と関連しているんですが、環境を守れとか、いろいろ観念論は言いますけども、実際にはなぜ守らなきゃならないのかといったようなことには触れていない。観念論じゃなくて、具体的にこういうことだから、やっぱりこうしましょうよというような呼びかけがあっていいと思うのです。

私の経験でいきますと、かつて江の島にはシャミセンガイがたくさんいまして、ここに臨海実験所をエドワード・シルヴェスター・モースが作りました。私はその後、シャミセンガイがここにいないものですから、九州のほうから取り寄せて何回もやったけど、うまくいかなくて、みんな死んでしまいました。

それから、江の島にニホンアワサンゴというサンゴの仲間がたくさんいて、水族館で見せていました。残念ながら、今これも全くいなくなりました。何故か。水温が高くなってどうか。何しろ水質だと思うんです。においでもないし、色でもないし、何もわからないけども、肝心の生き物が、あれもいなくなった、これもいなくなったというのがいろいろある。そういう具体的なことをいろいろわかりやすく書けば、やはりこれは危ないなということで、環境というものについて気をつけようと。これは植物についても同じことが言えると思うのです。動物もそうだと思う。

ですから、そういう意味で、実際に藤沢で起きたことのそういうわかりやすい副読本というもの、今、浅田委員がおっしゃったように、博物館があれば、それは博物館の人たちの仕事なんですが、残念ながら藤沢には博物館がない。そうだとしたら、実態調査などをやって骨を折ってくださっている方々に、今度も骨を折ってもらって、実際に調査した結果、昔はいたけども、いなくなった、こういうのはどうだということで、わかりやすい副読本といいますか、市民の誰が読んでも、へーっ、そうかといったような本をつくるということも環境審議会の仕事じゃないかと思います。

以上です。これについては別に回答は要りません。

○猿田会長 先ほどの浅田委員のご質問等に事務局からお答えはありますか。

浅田委員にちょっと。先ほど分布図を作成していますかと。これは平成34年度までの計画ですから、これから計画するものもあるわけですよ。今やっているか、やってないかではなくて、これから調査にかかって、それまでにはそういう分布図をつくりましょうというものもあるのです。これは事務局がどう答えるかわからないけども、今やっていなくても、これから計画の中でやっていきますよというものも含まれていますから、その辺をご理解いただきたい。

○浅田委員 ただ、前に環境実態調査をやった結果のデータをまとめるときに、例えば藤沢の貴重種とか重要種に選んだ植物で、特にラン科の植物なんかは、どこにあるかという場所を隠して資料をつくったのですね。それはどうしてかということ、表に出したら、それらはもう全部盗まれてなくなります。そういうことを心配して、大切なものは、なるべくなくならないように場所を伏せました。

分布図をつくるとなると、そういった藤沢の貴重なもの、あるいは藤沢でユニークなもの、そういうものの場所を隠すというか、伏せることになるので、本当の意味のいい分布図がつかれるんだろうかというふうに思うのですが、何かプロの方が考えて、そういったものを隠しながらでも、きちんとしたデータを処理した分布図ができるのであれば、それはそれでいいと思うのです。私はデータの処理能力は全然ありませんし、わかりませんので、ただ分布図をつくるのは難しいのではないかというふうに感じている次第です。

○猿田会長 今のご意見は確かにそういうことで、ある自治体がホタルの生息地を発表したら、3年後に半分になってしまったという例があるんですよ。ですから、発表するのなかなか難しいですね。ここにホタルがいますよと言うのも難しい。逆に今、28カ所を地元の人が大事にしていますが、そういう面もありますね。では、みんなでやりましょうということでやる。発表の仕方にはいろいろ問題、課題があるのかもしれませんが、今後これをつくるようになれば、またそれなりに専門家のご意見等を伺って整備していくと思いますので、ご意見として承っておくことにしましょう。

○青木委員 オリンピックについてなんですが、市民アンケート部分とかを見ますと、オリンピックを契機に環境に配慮した社会にしていこうというよりも、オリンピックが来て環境を悪化させるなというようなアンケートの回答がかなり多いのかなという印象を受けました。それを踏まえて東京 2020 オリンピックの対応方針案を見ますと、表現がちょっと弱いのかなという印象を受けまして、今後、市民広報向けに、担当課でそういったところを特出ししていくのだとは思いますが、やはり市民が心配している海とか、お客さんが来ることによる環境悪化に対する対策、環境は悪化させませんというのを大きく構えたほうがいいのかという印象を受けました。特に回答は結構です。

○猿田会長 回答は要らないのですね。ご意見として。

○廣瀬委員 36ページの「環境教育の推進」のところ、E S Dについて位置づけたとい

うのは非常にいいのかなと思います。持続可能な開発のための教育が重要だということで、その前文に「現状と課題」に書き込まれているのですが、既に学校教育なんかでも、ほとんどの教科書に「持続可能な何々」という単元がいっぱい出てきていることもあって、大分根づいてきているのかな。非常に根本的な問題ではありますし。

それにもかかわらず、40 ページに、E S Dのことを行政がやりますという書き方だけなので、E S Dがまだまだ浸透してないというのも承知していますけども、やはり市民、事業者等々について、もうちょっと書き込めないのかなということで、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

- 猪狩副会長　ここでサステナブル・デベロップメントという言葉が、将来環境像の1つのキーワードとして使われる。ここにも随分引用していますよね。一体どんな中身を考えておるのか私は聞きたいのです。そうでないと、何にも具体化されない。

それと、デベロップメントを「開発」とする言い方は、環境法政策学会あたりでは使わない。「発展」という言葉を使っている。永続的な開発は本当なのか。本当にそういう意味の内容なのか。そういうことで学会ではそれを使っていない。サステナブル・デベロップメントというのは、永続的あるいは開発可能な発展という表現にしています。これは確かに外務省での表現のときにもそういう問題があったんですが、皆さんは一体どういう意識で、どういう中身としてこれを取り上げておられるのか。その中身がわからなければ、意味がないんですよね。教えていただきたいなと思います。

- 古谷補佐　今E S Dについてのご意見をいただきました。この点については、先ほどのA3の横の資料の中でも触れるのを割愛してしまっていて恐縮だったんですけども、資料1の「藤沢市環境基本計画」の見直しについて、その中の環境教育等促進法とも少し関連をしてくるのですが、では具体的にどういったものを行政のほうで想定しているのか、それがないと、そのイメージもしにくいというご指摘がありました。

先ほど廣瀬委員のほうからもご発言がありましたが、実際このE S Dという名前にのっとったようなものというのは、行政のほうでもさまざまな現場で、小中学校であったり、教育現場で取り組みを進めています。これに関しては、私ども、今まで余りきちっと位置づけをしないで、環境教育という大きなくくりの中で取り組んできたわけですが、実は環境教育の中身としてもいろいろなものがある。今回その見直しの中では、そういった整理を少ししながら、今後どういう方向性でやっていくことがいいのか。

例えば2020年には東京オリンピックのセーリングの競技があるわけですが、当面それ

までには、そういったところと絡めた環境教育というのがあるのか。あるいは終わってしまったら、では次に、どういった教育がいいのか。これについて、その都度その都度、進捗状況を見ながら検討させていただく部分も出てくるかと思います。

- 猪狩副会長 今の中身、持続可能な開発の教育というけども、持続可能な開発はどういう内容を持っているかというのをきちっと押さえてないで、言葉だけ使っていたら、意味がないんじゃないかということなんです。

この環境が、1つは、過去の世代から信託されて、現代の人間は受け継いでいる。さらに、将来の世代の人間に引き渡す義務というものを持っている。そういう環境として持続可能なという意味で使われているわけでしょう。そして、これは何を言うか。世代間の公平ということなんです。もう1つは、地域間の公平ということなんです。南北対立なんかは顕著なあらわれです。そういうものを解消するための理念としてこれは生まれてきた。

その辺のことをきちっと踏まえて、具体的にどういう教育が必要なのかということがわかるようにする。意外にほかではやってないのです。その辺をちょっと工夫されたいかがかなと思います。

- 猿田会長 ありがとうございます。今日でこの議論は終わりではないので、これからまた検討を進めていく中で参考にさせていただきます。

まだもう1つ議題が残っていますので、次に移らなければいけないのですが、ここで私から1つご提案があります。今、猪狩副会長からもお話がありましたが、36ページには「環境教育の推進」のところで、今のESDの問題も書いてあります。これは「現状と課題」ということで書いてあるわけですが、「現状と課題」の中の文言に関して、先ほども浅田委員からも「自然」を入れる、入れないというような表現の問題もありました。

今の基本計画の中で、各環境像のそれぞれの目標に応じて「現状と課題」が書いてあります。この辺をもう少しわかりやすく整理してみたらどうかと思います。国の基本計画をつくる時、私も最初のものに関係したのですが、藤沢市流に言えば環境像のところ、国の基本計画は節で言っていますから、節ごとにまとめて書いて、細かいところは①、②で分類して、「現状と課題」を書いているのです。その辺もあるので、今日いただいたご意見等を踏まえて、この辺を一度整理して見ていただけませんか。検討してみて、環境像ごとにまとめられるか。あるいは、今のようなままで、今日いただいたご意

見等を踏まえて、もう一度見直しをしていくかということで、今後まだ何回かやらなければならないわけですから、そういうことで1つの提案です。委員としてご提案を申し上げておきたいということでございます。そうすれば、また審議会で、委員の皆様からいろいろと議論も、ご意見も頂戴できるかもしれませんので、よろしいですか。どうでしょう。

○古谷補佐 猿田会長のほうからいただきましたご意見、あと、先ほど文言等につきまして、浅田委員からもご意見をいただきました。特に現在の藤沢市環境基本計画における「現状と課題」の中には、こちらの環境審議会で、毎年、環境白書という形で、例年の進捗管理をご審議いただいているのですけれども、そういった部分ともかなり重複している部分がございます。そのため、今、猿田会長のほうからのご指摘にもございましたように、「現状と課題」の内容につきましては、もう少し簡潔にさせていただくような形で精査をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○猿田会長 余り簡潔にしてわからなくなっても困るから、その辺はきちんと整理してください。

それでは次の議題（4）に移ります。「『藤沢市地球温暖化対策実行計画』見直し案について」、事務局からご説明をお願いします。

○浅野補佐 環境総務課の浅野と申します。私のほうから、「『藤沢市地球温暖化対策実行計画』見直し案について」、ご説明をさせていただきます。よろしく願いします。

恐れ入りますが、お手元の資料1の5ページをごらんください。あわせて、今、会長のほうからもお話がありました資料4のほうもお願いいたします。

今回、5ページにあります「『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の見直しについて」、対応すべき項目として、ここには5つの項目を挙げております。その5つについて、簡単にはなりますが、ご説明をさせていただきます。

まず1つ目の「計画の見直しに関する変更部分」になります。これは現計画にもありますが、計画の期間等の見直し及び温室効果ガスの排出量を最新のものに更新するという内容になっております。

具体的には資料4の3ページの下段の3「計画の期間等」というところに記載があります。現計画では2011年度から2022年度までの12年間を計画の期間として定めておりますが、今回の見直しにより、2017年度から2022年度までの6年間を見据えた内容として修正することとしております。

また、先ほどお話しさせていただきました温室効果ガスの排出量の最新のものというところは、同じ資料4の8ページ、9ページに載せてありますが、こちらは2013年度の最新の温室効果ガスの排出量の数値が記載されております。

こちらの数値につきましては、算定の方法としては、その前の7ページに「現状の温室効果ガス排出量の算定方法」ということで記載しております。細かいところの説明は省略させていただきたいと思いますが、やり方としては、国の実行計画策定マニュアルというものに基づいて、県と市の数値比を用いて、こちらの数字は算出しているものになります。

続いて2点目の「重点プロジェクトの見直し」についてです。こちらは現計画、温暖化実行計画の中に13項目の重点プロジェクトがございます。この13の重点プロジェクトの見直しに加えて、平成27年2月に策定しました「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を盛り込んだ見直しを行う予定となっております。今後は、先ほどから説明がありました市民、事業者アンケートや、庁内で行っています庁内検討会議などの意見を踏まえて調整を行った上、次回以降の審議会の中でお示ししていく予定でおります。

続いて3つ目の「パリ協定」及び「国の地球温暖化対策計画」についてのご説明になります。こちらでも現計画の中で、1990年度を基準として、2022年度までに40%削減するということを目標としております。ただ、今説明されましたパリ協定などもありますので、パリ協定及び国の地球温暖化対策計画を踏まえて、2013年度比での削減目標達成状況の管理など、必要に応じて見直しを行っていく予定でおります。

続いて4つ目の「気候変動適応策」になります。先ほど環境基本計画の中でもちょっと話がありましたが、地球温暖化実行計画の中では温室効果ガスの削減などがうたわれておまして、緩和策をまとめた計画が、実行計画となっております。また、地球温暖化による気候変動への適応策については、お手元の資料4の5ページにあるように、基本的な考え方については緩和策と適応策の違いをこのような形で示して、上位計画に当たる環境基本計画に地球温暖化対策の一部として位置づけて、現在取り組んでいる施策を中心に整理をしていく予定でおります。

最後になりますが、5つ目の「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」についてです。先ほど2つ目の「重点プロジェクトの見直し」のところで触れましたが、こちらは現在の重点プロジェクトに、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」の内容を盛り込んでいく予定となっております。

簡単ですが、藤沢市地球温暖化対策実行計画の説明を終わらせていただきます。

○猿田会長 説明が終わりましたが、これに関してご意見をどうぞ。

○廣瀬委員 まず資料1の5ページですが、パリ協定とか、政府の温暖化対策計画について、審議会で意見がないということだったんですけど、前回私は、政府の目標をぜひ達成できるように、藤沢市もその模範になるように等々、何か表現は忘れましたが、そういう話をしたと思いますので、「特になし」というふうになっているのはなぜかなということです。

もう1つが、対応方針のところですけど、政府の目標云々で「実現性などを加味し、必要に応じて国の示す目標との整合性の確保に努める」。「実現性などを加味し」というのは、これを読むと、政府の計画は余り実現性がないように読めるんですけども、私としては、それなりに十分な根拠、十分かどうかは別ですけども、それなりにあるのかなと思っているんです。「実現性などを加味し」というふうに書いてわざわざ注釈、修飾をつけたのは、事務局としてどういう意図を持ってつけてあるのかというのを聞かせてください。

○猿田会長 10ページを参照と書いてあるね。

○木村主幹 まず「特になし」というところでは、パリ協定のところのくだりは、前回、確かに廣瀬委員からご意見を頂戴してございます。他意はございませんで、表記が不足しておりました。大変失礼をいたしました。それが1点目です。

2点目の「実現性などを加味し」というところは、確かに国がつくったという目標は、いろいろな科学的なところをベースに積算した結果と書いてあるものの、やはり自治体レベルで考えますと、非常に厳しい目標なのかなというふうにも捉えてございますので、現実的なところを踏まえてという表記を、あえてここに取り入れてさせていただいたということでございます。

○廣瀬委員 国の目標が自治体でできなかつたら、国ができるわけがないですよ。そうではなくて、やはり政府の目標というか、世界の目標。だって、2050年以降、可能な限り早い時期にCO₂排出をゼロ以下にするというのはパリ協定ですし、2050年に80%削減するというのもう政府で閣議決定している数字ですね。それはそれとして、それをみんなでやりましょうねということだと思っんですけど。

2030年に40%削減とか、前回話したと思うのですが、これは後でちょっと話したいところにもつながるんですけど、今、政府が、つい先日、国民運動実施計画を出しました

ね。家庭部門 40%削減と言っているけど、40%は大変だよねという話なんですけど、要は、電力の低炭素化によって 25%相当を見るよ。あと 14%、15%を家庭のいろいろな対策で推進しますよということなので、ある意味、今までの計画の延長線上で言うと、このぐらいやれなくてどうするのかというふうに私は思うのです。それも含めて、それは無理だよねというふうに藤沢市が認識しているのであれば、もう一回見解を聞きたいなというのが1つです。

あわせて、もう1つの議題に移ってしまうのですが、低炭素化電源をベースにして、20%なり 25%を、産業部門とか運輸部門等々が削減するという方針でいくと、藤沢市の計画も、目標設定で、効果管理算定によって削減目標を設定するというのは、これはこれで1つの考え方で、合理的ではあるんですけども、これだと、低炭素化電源について云々ということが全く評価されてない。

藤沢市も多分これからは環境配慮契約すると思いますし、私も電力契約を見直していきたい。そのときは、低炭素な電源とか、自然エネルギーを電源に使っている会社にしようかなと思っているんですけど、この効果管理算定方式だと、そういうものが全く出てこないの、やはりもう1つの指標が要るのではないかなと思います。

ですから、その前段の実現性云々ということについて、環境省が示した国民運動実施計画をひもといても、なかなか難しいなというふうに事務局は思っているのかということ、効果管理算定について、何か改善策を持っていらっしゃるのかという2点をお聞きしたいと思います。

○委託業者（ランドブレイン） 2点目のほうだけ簡単にお答えさせていただきます。

効果管理用算定での指標設定というのは、ご存じのとおり東京電力の排出係数の問題があるというようなところで、前回の改定で設定させていただいたところです。今回の改定版の見直し案のほうにも載せておりますが、あくまでも実排出量のほうもあわせて算定はしていくという形にしておりますので、全く見ていないというわけではないというのがまず1点。

また、そちらのほうの低炭素電源ですね。さまざまな電力自由化で事業者さんが入っておりますけれども、そちらのほうの個別契約、相対契約になっておられますので、そちらのほうが実際に藤沢市内でどれぐらい使われているかというところの把握が、現時点では非常に難しい状況です。

こちらについてはご存じかもしれませんが、国のほうで今マニュアルの改定を

されておられまして、同時期になるので、この改定にうまく合わせられるかというところはありますが、そちらの動きも鑑みて、藤沢市の改定も進めていくことが適切かなと考えているという状況でございます。

- 木村主幹 私の方から、1点目のところですが、国の目標に対して、市としてどのように対応するかでございますが、国の目標にはもちろんできるだけ沿って目標を立てまして、施策に取り組んでまいりたいと考えております。

今やはりCO₂の削減という中では、家庭部門の取り組みが重要になってきているという認識でございます。先ほど廣瀬委員もおっしゃられた、今後、家庭部門で40%マイナスしていく必要があるというところでは、国のCOOL CHOICEの運動を施策の中で取り入れたり、先に説明させていただきました環境基本計画の見直し案の7ページ、環境像5の地球温暖化対策実行計画にかかるところですが、こちらの達成指標につきましても、青字で「国・県の施策と連動した民生家庭部門の温室効果ガスの削減」とあるように、今、目標を立てたいと考えておりますので、そういうところでは市としても、国の目標に沿って取り組みを行ってまいりたい、そのように考えてございます。

- 廣瀬委員 難しいとは思うのですね。電力に関しては特にもとの指標になる数字が出てこないということもありますけども、とはいいつつ、多分わかりやすさのために効果管理用算定をつくったと思うのですが、これが時代とミスマッチになりつつあるのかなということは思いますので、そこはまさに知恵を絞っていただいて、市民がわかりやすく、また市民とか事業者とか行政の努力がちゃんと表現できるような削減指標にさせていただきたいのと、あと、家庭についてもぜひ40%削減が実現できるような内容のものにさせていただきたいと思います。

もう1つ、適応策ですが、環境基本計画の資料3の52ページに書かれているんですけど、目標として、5―7「地球温暖化による環境変化へ適応していくこと」となっていて、それはいいんですけど、「達成指標」とか「施策の方向性」、これは緩和策の中身と同様だと思うんです。これは今回途中経過だからこういうことになったという理解でいいのでしょうか。

3日前に台風9号が来て、まさに境川があふれそうになって、ここもたしか避難勧告が出ていましたよね。あれが温暖化の影響かどうか、ここは表現としては政府も非常に気を使っているのですが、ああいうことが頻発しているということも含めて適応策が求められているので、そういう洪水対策とか、病害虫とか、南のほうの蚊が媒介している

ものとか、いろいろ来ているわけですから、そういうことが書かれるはずですよという確認をしたい。

○古谷補佐 事務局のほうからお答えをさせていただくと、今、廣瀬委員からご指摘いただきましたように、まさに 52 ページ、53 ページ、適応策の部分につきましては、暫定といいますか、まだ暫定にもなっていない、ちょっとお見せする中での枠だけお示ししたということで、内容等につきましては、今後改めて審議会のほうにお諮りをさせていただきます。

○猿田会長 廣瀬委員に伺いたいのは、今の「実現性などを加味し」という表現そのものが問題なのか。

○廣瀬委員 「実現性などを加味し」と書いてあると、これはやはり政府の目標は無理だよねというふうに読めちゃうんですけど、私から見ると、全然無理ではなく、ちゃんと努力すればできる目標なので、最初から無理だと言ってしまうのはおかしいんじゃないんですかねということをお願いだけです。要は、努力してとにかく目標を頑張ってみんなでやっていきましょうという計画じゃないと、最初からダメかもしれないけど、国がああ言っていて、それはそうだけど、やってみようかなとか、無理かもしれないかなといったら、計画にならないんじゃないんですか。

○猿田会長 それはちょっとまた違うんじゃないのかな。国が言ったら、全てそれは正しいというわけじゃないんでね。

もう 1 つ、地域の特性がありますよね。地域によって対応策がそれなりに違うわけですよ。森林の多いところは吸収量もあるし、開発されたところはヒートアイランドの問題も出てくるし、いろいろな対応策があるわけですね。目標は、50 をうちは 20 にしますよというわけではなくて、対応策はいろいろ出てくるのであって、地域特性もあるから、その辺は地域によって十分考える余地はあるのではないかと。考えなければいかぬのではないかと。逆に考えるべきですよ。

○廣瀬委員 もちろんそのとおりだと思います。

○猿田会長 そういう意味で書いてあると私は判断しているけど。

○廣瀬委員 ただ、藤沢の特性として、民生家庭部門、特に家庭部門が多くて、そこで削減するというのは、まさに藤沢市が計画する意味が大きいと思うのです。そこで言うと、4割というと、非常に厳しいですけど、その中身を分けると、それなりに根拠もあるし、やはりそういうことも踏まえていく。私も別に国のやっていることが全て正しい

とは全然思っていないし。でも、せっかく国が示しているものですから、それをちゃんと参照して、地域特性に合わせてやるというのは、会長の言うとおりでと思います。

○猿田会長 そうすると、この実現性という表現が問題なのかな。

○廣瀬委員 何でわざわざここで「実現性などを加味し」と書くのかなというのがわからないんです。

○猿田会長 では、これは検討課題で、ちょっと検討してみてください。

それから、豪雨対策とか、ジカ熱の問題、蚊がどうのこうの、これはこの中で書くべきことではない。豪雨の問題でいろいろな影響が起こるのであれば、これは気候変動です。むしろ気候変動そのものについてはあるけれども、豪雨がどうのこうのというのは、我々がコントロールし切れないのであって、地球温暖化というか気候変動に対応するには、CO₂を減らしましょうとか、何らかのいろいろなことはあり得るけれども、その辺どう考えたのか。

○廣瀬委員 気候変動枠組条約というふうに日本語に訳すときに、国でも気候変動にしようか、温暖化でいこうかみたいな議論をしているぐらいで、気候変動もまさにそのものじゃないですか。その適応策が、COPでも、緩和策とともに適応策も同等以上にやらなくちゃいけないということになっているわけですから。

○猿田会長 豪雨がありました、川が氾濫しました、これは環境部でできることじゃないですよ。藤沢市として総合計画なり防災対策の中で考えることです。我々がそれに対してこうやりましょうと言えますか。

○廣瀬委員 だから、これはまさに藤沢市の環境部署がつくる計画ではなくて、藤沢市の計画なんですから。この検討の中にはきょういらっしやっていない部署があるのかもしれないのですが、防災対策課とか、河川管理課とか、下水とか、保健所とか、そういう健康福祉も含めた総合的な対策をまさに適応策は求めているはずなので、そういう部署も含めたものとして、当然それは再掲の関係になると思いますよ。全体の防災計画とか、福祉対策とか、衛生対策等は、再掲の関係にはなると思いますが、そういうものが、まさに適応策じゃないですか。そういうふうになっているはずですよ。

○猿田会長 いや、その辺がちょっと違うんだ。いわゆる環境としての適応策の全てがこの中に入ってくるということじゃないですよ。では、環境部が全ての責任を負い切れませんか。

○廣瀬委員 適応策を入れるというのはまさにそういうことで、今、国としても、別に環

境省が音頭をとっているかもしれないけど、国土交通省も含めて、全部入った検討組織をつくっているわけですから、藤沢市だって、そういうことを書き込むとなれば、当然そういう部署が入った検討にならざるを得ないと思います。そういうものがないもので適応策が書けるかと言われたって、多分環境部署としてはほとんど何も書けないと思いますよ。

○猿田会長 事務局から何かお答えがありますか。

○木村主幹 気候変動の影響への適応計画ということで、平成 27 年 11 月に閣議決定されたという資料を今読んでいるのですが、その中では、例えば農業とか、水環境、自然生態、自然災害、健康、産業、国民というところを幅広くというふうな記載はございます。

そういう中で、庁内の意見をまとめながら、施策についての適応策というのを、環境部として取りまとめるという手法、廣瀬委員からはそのようなところでお話を頂戴しておりまして、一方で、猿田会長からは、例えば環境部でできることというところに特化した形で適応策を検討してはどうかというふうに、今、私は捉えておりました。取りまとめる方法につきましては、廣瀬委員のお話、猿田会長のお話を踏まえまして、また事務局側で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○猿田会長 藤沢市総合計画であれば、防災、豪雨対策にしても、その中でいろいろ入ってきますよね。豪雨は恐らく気候変動に伴って起こっているのでしょうか。気候変動の 1 つとして地球温暖化があるかもしれない。これに反対している人もいて、今、寒冷期に入っていると言う学者もいるぐらいだから、気候変動によるものかわからないけれども、温暖化現象は事実であろうと思う。ですから、その中でどういう対応ができるか。温暖化の防止はもうできない。温暖化を少しでも抑制するために何ができるか。今ここで基本計画の中で考えているのはそこですね。全てのものに対して対応できる計画をつくる。それはできます。それはもう総合計画のほうでやってもらうしかない。

これは環境基本計画なのであって、その範囲がどこまでなのかということは、やはり明確にしておかなければならない。できないことを書いても困るのでね。防災対策ならば、防災担当の部署があるんだから、そこでどうするかということもまとめてもらわなければならない。それをこの環境対策の中で活用していくことになっていくわけで、その部分を全部この中に書いたら、こんなに厚いものになっちゃう。

昭和 42 年に「環境六法」が出た。そのころは「公害六法」と言ったけども、厚さ 2 センチです。今の「環境六法」はこんなに厚いでしょう。それだけ内容がふえた。環境に

対応することも、環境部の仕事がふえたことも事実です。しかし、その限界はあるわけです。その辺は明確にして整理していかないと、後で、書いてあるけど、やらないのではないか、できないのではないかということにもなりかねない。その辺はきちんと整理して、これからの環境基本計画を、今見直しを進める中で対応してくださいとお願いしておきます。

もう時間が来ているのですが、ほかにございませんか。

○安齋委員 全体的なことになるのですが、環境基本計画の見直し案の3ページに「計画の期間」というのが書いてありまして、今回の見直しにより、2017年度から2022年度までの6年間を見据えた内容にしますとあります。

一方で、資料1の4ページの「生物多様性国家戦略」という部分で、別途、『(仮称)生物多様性藤沢戦略策定』を2か年で進める」となっています。そうなりますと、2017年までにはこれができ上がらないということになるのでしょうか。2か年かけてつくるとのことになると、それが明確になるのが2017年よりは後になってしまうと思えますけれども、それでは、この環境基本計画を見直すに当たって、その部分だけ欠けてしまうことになるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○猿田会長 それは事務局が答えてくれないと、私には答えられない。

○古谷補佐 今、安齋委員のほうからご指摘をいただきました点についてですが、後ほどもしかしたら、みどり保全課の高橋課長のほうから補足があるかもしれませんけれども、まず藤沢市環境基本計画が、1つの大きな計画として、全体にかぶさってくる計画として位置づけられますので、この中では、今おっしゃられたように、2か年かけて生物多様性のほうの計画を練るとなると、当然細かい点について書き込むことは難しくなります。そのため、大きな方向性を示し、個別具体的な部分について、2か年の生物多様性の地域戦略の中で書き込んでいくという形になります。

○安齋委員 では、その大枠というのは、今年度中ぐらいには出てくるということなんでしょうか。細かいところまでは出ないけれども。結局これに含めないといけないわけですよ。それに入れられるものはいつぐらいに出てくるのかということです。

○高橋課長 みどり保全課のほうからお答えさせていただきます。

この生物多様性藤沢戦略は、今まだ検討委員会を立ち上げようとしていまして、これからの話になってまいります。この位置づけですが、先ほどの地球温暖化とか、総合計画の話ともかぶってくるんですけども、この戦略の位置づけとしましては、環境基本計

画とか、藤沢市都市マスタープランとか、一番大きなところでは、総合計画の関わりだと市政運営の総合指針というのがございまして、そういったものの関連づけというところで、どうしようかということで今検討しております。

そういった中で、生物多様性地域戦略というのは、環境だけではなくて、経済部門とか、観光部門とか、環境基本計画におさまらない部分というのがかなり入ってまいります。そういったことを踏まえまして、上位計画というのはあえて持たずに、独立した計画、戦略として、我々は位置づけようというふうに考えております。

ただ、環境基本計画が今年度の策定で、生物多様性のほうは来年度ということで、時間的なずれもございまして、ここら辺の計画の関連性につきましては、我々は都市整備部というところに属してございまして、これから環境部のほうとも再度調整していきたいと思っております。

○安齋委員　そういうご予定があるのであればいいと思うのですが、書いてあることに間に合うようになるのかならないのかというのは把握しておかないといけないと思われましたので、それを申し上げました。

あとは、これと同じようなことなんですが、例えば環境教育のところではどうということをするかということになると、大学は書いてありますけれども、小中高とございまして、結局環境教育を実施する学校の部門からは、この委員会にはどなたも出ていらっしゃらないわけですね。それでどうやって環境教育をするのかということを考えるときに、そのことを検討するためには、やはり教育に関する部門の方で、今学校でこんな環境教育をやっていますとか、そういうものが入らないと、環境教育として実質的にこういうことを学校の授業の中でやっていますとか、進めていきますということにならないんじゃないかと思うんですけれども。

○猿田会長　今のお話に事務局から何か答えられますか。

○黛参事　先ほどの生物多様性の問題も同じなんですが、例えば6年間を見据えますということでは言わせていただいておりますけれども、この中で、今の生物多様性の計画はこれからの2年間で作ります。ほかの部分でも、変更とか、制度が変わったり、対応しなければいけない部分がいろいろ出てくると思います。

今の教育のところでも、今日は具体的に例えば小中学校の先生が入っていらっしゃらないということはあるけれども、ただ、この環境基本計画は、どちらかというと大きい方向性を示すものでございまして、その辺の細かいこと、あと、変更点について

は、毎年、環境白書というもので検証をやっています。基本的には環境基本計画の内容を、指針を設けてやっています。ただ、環境白書の内容については、この審議会の中で皆さんにご審議いただくようになっていきます。そういうところでまた見直しもかけていく部分が出てくるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○猿田会長 そういう関連もございませぬ。もう時間も過ぎてしまいましたし、この件に関しては、まだこれから審議する時間は何回かありますので、この程度にさせていただきます。

それでは、本日の議題の「その他」があるけれども、事務局から何かございませぬか。

○黛参事 事務局からは特にございませぬ。

○猿田会長 では、私から1点提案です。これは事務局というより、委員さん方にご提案なんですけれども、私たちは10月31日で任期切れなんです。今日、活発なご意見を頂戴しましたように、今ちょうど審議途中ですよ。これからまだ何回かやらなければならないけれど、最初に示された予定表からいくと、1月下旬に答申することになっているわけです。それまでにまた何回か審議会を開いて、ご意見を頂戴することになるわけですが、今審議が佳境に入ろうとする時期でございませぬので、10月末の任期切れということでございませぬけれども、今、委員の皆様方には、できれば引き続き委員としてご協力いただけないだろうかというのが会長としての提案なんです。

これは、環境基本条例の規則の中で、審議の都合によっては会長から提案することもできるというのがあるので、提案なんですけれども、いかがでしょうか。ご賛同をいただければ、引き続き委員としてお願いしたい。ただ、組織でお出になられている方は、何かまたあるかもれしませぬ。その場合にはいたし方ないのですけれども、基本的には継続していただければということでございませぬが、よろしゅうございませぬか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○猿田会長 では、皆様にご賛同いただいたということで、事務局側に、そういうことですと伝えておきます。よろしくお願いいたします。

私のほうからの提案は以上です。

これで本日の審議内容は終わったので、あと事務局から何かございませぬか。

○黛参事 今の継続でお引き受けいただけるという件でございませぬが、今後もお引き受けいただけるということですので、公募枠での委員さんにつきましては、ご本人様に宛てまして通知を差し上げます。団体からご推薦でいらっしやっただけの委員さん

につきましては、団体宛てに依頼文と承諾書あるいは推薦書を送らせていただきます。そこに必要事項をご記入いただき、ご返送いただき、継続という形にさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の予定を確認させていただきます。今回は10月11日（火）の午後を予定しております。場所は駅のそばのNDビルです。

その後は、会場が未定の場合もあるのですが、11月28日（月）、それから、先ほど会長がおっしゃっていたのが、来年1月24日に答申という形で予定をさせていただきます。その都度もちろん通知を差し上げますし、事前に資料も送らせていただくようになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の環境審議会を終了させていただきます。

午後4時11分 閉会